

確定申告・住民税 申告のお知らせ

所得税などの確定申告

申告所得税（および復興特別所得税）、贈与税および個人事業者の消費税（および地方消費税）の申告・納付期限が、令和3年4月15日（木）まで延長されました。

「アステイとくしま」に確定申告会場を設置する期間は3月15日（月）までです。3月16日（火）以降の確定申告会場については、決定次第、国税庁ホームページ等でお知らせします。

なお、確定申告会場への入場には整理券が必要です。

※確定申告を行う場合は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、郵送または電子申告（e-Tax）により提出することもできます。

住民税の申告

市役所申告会場での申告受付が、令和3年4月15日（木）まで延長されました。事前予約も受け付けていますので、詳しくは市税務課市民税担当までお問い合わせください。

【会場】

・市役所4階大会議室（3月15日（月）まで）

・市役所税務課市民税担当④番窓口（3月16日（火）から4月15日（木）まで）

【受付時間】 各平日の午前8時30分から午後5時まで

【お問い合わせ先】

◎徳島税務署

☎088・622・4131

◎市税務課市民税担当

☎32・3821 / FAX 3

3・3401

Mail:shiminzei@city.komat

sushima-i-tokushima.jp

国民年金保険料 納付のご案内

令和3年4月分から令和4年3月分の国民年金保険料は16,610円です。

日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局コンビニエンスストアで納めてください。また、お申し込みいただくことで口座振替やクレジットカードによる納付も可能です。

その他、保険料をまとめて前納することで割引が受けられる前納制度があります。

【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所 ☎088・

652・3114

国民年金保険料 退職による特例免除

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職（失業）された方の所得を除外して審査を行い、保険料納付が免除されるものです。

ただし、退職（失業）者以外の審査対象者に一定以上の所得があるときには、免除が認められない場合があります。

◆手続きに必要なもの

- ◎年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ◎雇用保険受給資格者証または離職票などの写し
- ◎本人以外が来庁される場合は委任状
- ◎来庁者の本人確認ができる書類（マイナンバーカードや運転免許証）

【お問い合わせ・申請先】

◎市保険年金課年金担当（市役所1階③番窓口）

☎32・4120 / FAX 3

5・0173

Mail:hokennenkin@city.

komatsushima-i-tokushima.jp

◎徳島南年金事務所 ☎088・

652・3114 / FAX 088・

654・0219

令和3年度認可外保育 施設等利用料無償化の 申請について

4月から次の施設・事業の利用料無償化（負担軽減）を受けるとともに、「保育の必要性」の認定申請が必要です。ただし、すでに保育認定を受けている場合、申請は不要です。詳しくは次のお問い合わせ先へご確認ください。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

【対象者】

- ・3歳児から5歳児（月額3万7千円まで）
- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児（月額4万2千円まで）
- ※現在すでに利用しており、3歳児クラスに進級する場合も申請が必要です。

【受付期限】 3月10日（水）

【お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口） ☎32・2114 / FAX 32・3738

☎32・3738

Mail:jidoufukushi@city.

komatsushima-i-tokushima.jp

障害基礎年金等を受給している ひとり親の家庭の皆さま 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

【手当額の算出方法】

児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

【支給制限に関する所得の算定方法】

障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金・遺族年金、労災年金・遺族補償など）が含まれます。

これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

※児童扶養手当は、一定の障がいをお持ちの児童の方は20歳まで受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口） ☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail:jidoufukushi@city.

komatsushima-i-tokushima.jp